#### 青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー配置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年4月1日に青森県と青森県立中央病院との間で締結した令和6年度 青森県小児在宅支援センター運営事業委託契約に基づき、青森県小児在宅支援センター(以下 「センター」という。)が実施する青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー配置事業(以下「本 事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(本事業の目的)

第2条 本事業は、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、市町村、関係機関及び 医療的ケア児等コーディネーター(以下「市町村等」という。)に助言等を行う「青森県医療的 ケア児等圏域アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を県内の各圏域に配置し、各圏 域における医療的ケア児等に係る相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

(本事業の実施地域)

第3条 本事業の実施地域は、県内の全圏域(青森圏域、八戸圏域、津軽圏域、西北五圏域、上十 三圏域、下北圏域)とする。

(アドバイザーの業務)

- 第4条 アドバイザーは、医療的ケア児等に係る次の業務を行う。
  - (1) 相談支援事業者等(医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者等)の技術の向上に向けた支援及び助言
- (2) 各圏域のネットワーク構築に向けた支援及び調整等
- (3)各圏域の社会資源の点検及び開発に関する支援等
- (4) 各圏域の協議の場の運営に対する助言等
- (5) 相談支援事業者等を対象とした勉強会等の企画

(アドバイザーの委嘱等)

- 第5条 アドバイザーは、次の全ての要件を満たす者又はこれに準ずると認められる者の中から、 センターの長(以下「センター長」という。)が委嘱する。
  - (1) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者
- (2) 医療的ケア児等に関するケースを複数持ち、医療的ケア児等コーディネーターとして活動している者又は活動した実績のある者
- (3) 0歳から2歳までの医療的ケア児の相談に対応した経験のある者
- (4) 相談支援専門員、医療的ケア児等コーディネーター等に対する相談支援を行うことができる 者
- (5) 今後も医療的ケア児等コーディネーターとして活動が可能な者
- 2 アドバイザーの任期は、委嘱の日からその日の属する事業年度の末日までとする。ただし、当 該事業年度の3月1日までにセンター長から任期を更新しない旨の通知がない場合は、翌事業年 度の末日まで任期が更新されるものとする。

- 3 センター長は、アドバイザーを解嘱する場合は、次項に定める場合を除き解嘱する日の30日前までに、書面でその旨を通知するものとする。
- 4 アドバイザーは、解嘱を希望する場合は、解嘱を希望する日の30日前までに、センター長に 書面でその旨を通知するものとする。

(アドバイザーの留意事項)

- 第6条 アドバイザーは、センター、市町村、保健所、障害福祉サービス事業所、保育所、医療機 関及び教育機関等と連携を密にし、中立性や公平性を十分確保した上で、その業務を円滑かつ効 果的に実施するよう努めなければならない。
- 2 アドバイザーは、その業務の実施に当たり、医療的ケア児等及びその家族等のプライバシーの 尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(アドバイザーの業務の実施方法)

- 第7条 第4条第1号から第4号までの業務の実施方法については、次のとおりとする。
- (1) アドバイザーへの相談を希望する市町村等は、「青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー相談申込書(様式1) | をセンター長に提出する。
- (2) センター長は、提出された申込書を審査の上、アドバイザーの対応が適当と判断する場合は、相談日程等について申込者とアドバイザーとの調整を行う。
- (3) センター長は、相談日程等を決定した場合は、アドバイザーに対して対応を依頼するとともに、申請者に対して相談日程等を通知する。
- (4) アドバイザーは、相談対応の終了後速やかに、「青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー相 談対応報告書(様式2)」をセンター長に提出する。
- 2 第4条第5号の業務の実施方法については、次のとおりとする。
- (1) センター長は、アドバイザーに対して相談支援事業者等を対象とした勉強会の企画を依頼する。
- (2) アドバイザーは、勉強会の企画終了後速やかに、「青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー 勉強会企画報告書(様式3)」をセンター長に提出する。

(アドバイザー連絡協議会の開催)

第8条 センター長は、必要に応じ、アドバイザー連絡協議会を開催する。

(アドバイザーの謝金等)

- 第9条 アドバイザーの謝金及び旅費については、青森県病院局がその規程に基づき支払う。
- 2 アドバイザーの謝金については、1時間当たり2,500円とする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

青森県小児在宅支援センター長 殿

名 称 代表者職氏名

# 青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー相談申込書

青森県医療的ケア児等圏域アドバイザーへの相談を下記のとおり申し込みます。

#### 1 申込者

所属	
所在地	〒
電話	
FAX	
E-Mail	
役職・氏名	

# 2 相談内容

相談内容(該	□コーディネーター(相談支援専門員等)への支援・助言	
当する主な項	□圏域内のネットワークづくり	
目1つに🗹)	□災害対策に関する支援	
	□個別ケース(児童・家族)への支援	
	□その他(内容を記載	)
相談内容の詳		
細		
対応希望日		
対応希望時間		
対応方法	□現地対応	
	(訪問先所在地)	
	□オンライン	

青森県小児在宅支援センター長 殿

### アドバイザー氏名

# 青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー相談対応等報告書

以下のとおり対応しましたので報告します。

申込団体等の名称		
対応日		
対応時間		
会場名等	会場名	
※オンラインの場合はそ	所在地	
の旨記載		
行程	自宅・勤務地 → 会場 → 自宅・勤務地	
※オンラインの場合は記		
載不要		
参加人数		
対応内容(該当す	□コーディネーター(相談支援専門員等)への支援・助言	
る主な項目1つに	□圏域内のネットワークづくり	
<b>/</b> )	□災害対策に関する支援	
	□個別ケース(児童・家族)への支援	
	□その他(内容を記載	)
助言内容		
※配布資料がある場合添		
付してください。		

青森県小児在宅支援センター長 殿

### アドバイザー氏名

# 青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー勉強会等企画報告書

以下のとおり、勉強会等を企画しましたので報告します。

開催日時										
テーマ										
会場名等										
※オンラインの場合はそ										
の旨記載										
行程	自宅・勤務地	$\rightarrow$	会均	易	$\rightarrow$	自宅	・勤務	也		
※オンラインの場合は記										
載不要										
開催概要・備考等										
(参加人数等の概要や感										
想等がある場合は記入し										
てください。)										
事前打合せ等の状	令和 年	月	日	時	分	~	時	分		
況	参加者:									

※企画書等の資料を作成した場合は、添付してください。